

## 入間市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事の現場代理人について、入間市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定による常駐義務の緩和に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに該当する実質的に現場が稼働していない期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間  
なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も常駐を要しない。
- (3) 工事の全部の施工を一時中断している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、当該工場製作のみが行われている期間

2 受注者は、前項各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人が現場への常駐をしない場合については、あらかじめ、その旨及び期間を市に報告しなければならない。

3 第1項の期間における兼務については、現場間の距離を問わない。

(兼務を認める工事)

第3条 市は、次の各号のいずれにも該当する工事については、1人の現場代理人が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めることができる。

この場合において、既発注工事の付帯工事（随意契約によるものに限る。）については、1件の工事とみなすことができるものとする。

ただし、以下の(2)ウに認められる場合は3件までとする。

- (1) 2件のいずれもが市又は地方公共団体が発注した工事であること。(ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。)
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 1件当たりの当初請負代金の額が4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,

000万円未満)であること。

イ 単価契約による工事

ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねており、かつ、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められた工事

(3) 低入札価格調査の対象となっていないこと。

(4) 市発注工事以外と兼務をする場合、工事現場同士の直線距離が10キロメートル以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容及び特殊性、安全管理等の理由により兼務を認めることが適当でない判断した場合については、当該工事の現場代理人が兼務することを認めないものとする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

(1) 市との連絡体制が確保されていること。

(2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。

(3) 常駐していない工事について必要に応じて代行者を配置する等、安全管理並びに現場の運営及び取締りに支障が出ないように、措置がなされていること。

(兼務ができる工事の明示)

第5条 市は、前条の規定により現場代理人の兼務を認めることができる工事については、原則として、その旨を入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載するものとする。

2 入札公告等に前項の旨の記載のない工事については、現場代理人兼務工事照会書（様式第1号）の提出による照会を受け、兼務を認めることができる工事かどうか回答するものとする。

(兼務の申し出)

第6条 市が発注する他工事と現場代理人の兼務を希望する場合は、落札候補者もしくは受注者は、制限付一般競争入札の場合にあっては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に現場代理人兼務申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 地方公共団体が発注する他工事と現場代理人の兼務を希望する場合は、地方公共団体が定めた様式により、地方公共団体から承認を得たうえで、制限付一般競争入札の場合にあっては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に現場代理人兼務申出書（様式第2号）と併せて地方公共団体が発行した回答書の写しを提出しなければならない。

3 市は、第1項及び第2項の規定による申出があったときは、審査し、その可否を通知するものとする。

（現場代理人と営業所技術者等の兼務）

第7条 国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められた工事については、現場代理人の常駐規定を緩和することができるものとする。

2 兼務できる工事の件数については、現場代理人の常駐規定が緩和されている場合に限り、1件までとする。

3 常駐規定の緩和に関する入札公告等への明示については、第5条と同様とし、兼務する場合は、受注者は、現場代理人兼務申出書（様式第2号）により営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められていること及び現場代理人の常駐規定が緩和されていることが確認できる資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認することとする。

（現場代理人等と監理技術者等の兼務）

第8条 現場代理人は同一工事の監理技術者等を兼務することができる。

兼務する場合、受注者は現場代理人等通知書を発注者に提出することとする。

2 本要領により、常駐規定が緩和された工事等の現場代理人等が他の工事の監理技術者等を兼務することができる場合の工事件数は第3条のとおりとする。

兼務する場合、現場代理人等が配置される工事等の受注者は、現場代理人兼務申出書（様式第2号）により必要な資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認することとする。

また、他の工事の発注者が入間市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、入間市発注の工事等の現場代理人等との兼務の可否を確認することとする。

(現場代理人等と連絡員の兼務)

第9条 現場代理人は同一工事の連絡員を兼務することができるものとする。ただし、現場代理人と監理技術者等が兼務している場合は兼務できない。

なお、兼務する場合の手続きは要しないこととする。

2 第3条の規定に基づき、常駐規定が緩和された工事等の現場代理人等が、他の工事の連絡員を兼務することができる場合は、次のとおりとする。ただし、他の工事の連絡員と監理技術者等が同一となる場合は兼務できない。なお、兼務することができる場合の工事件数は第3条のとおりとする。

兼務する場合、現場代理人等が配置される工事等の受注者は、現場代理人兼務申出書(様式第2号)により必要な資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認することとする。

また、他の工事の発注者が入間市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、入間市発注の工事等の現場代理人等との兼務の可否を確認することとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の入間市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日以前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお、従前の例による。

## 現場代理人兼務工事照会書

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	円
現場代理人氏名	

上記工事は、現場代理人の兼務が対象となる工事であるか伺います。

令和 年 月 日

受注者 所 在 地

商号（名称）

代表者職氏名

---

### 回 答 書

入間市使用欄

上記工事の現場代理人については、

- ・緩和規定の対象工事です。
- ・緩和規定の対象工事ではありません。

（理由： )

令和 年 月 日

発注者

令和 年 月 日

（宛先）入間市長

受注者 所 在 地

商号（名称）

代表者職氏名

### 現場代理人兼務申出書

工 事 名		
工 事 場 所		
現場代理人氏名		
現場代理人連絡 先	緊 急 時	
	上 記 以 外	

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

（もう一方の工事）

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
監 督 員	所 属	
	氏名・連絡先	

※ 添付資料として、もう一方の工事について、兼務があることが確認できる書類（入札公告、現場代理人兼務工事照会書等）を添付すること。